

青森県報

第七百六十一号

令和六年
五月十五日
(水曜日)

目 次

規 則

○行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則……………(健康医療福祉政策課) ……一

告 示

○登録販売者試験の施行……………(医療業務課) ……一

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(地域企業支援課) ……二

○種苗生産事業者講習会の開催……………(林政課) ……三

○都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……四

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(警察本部会計課) ……四

出先機関

○土地改良事業計画変更の認可……………(東青地域県民局) ……五

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(生活安全企画課) ……五

○警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(同) ……六

正 誤

○令和六年三月二十九日号外第十五号訓令中……………(人事課) ……八

規 則

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十九号

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則(昭和三十五年三月青森県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条中第六号を第七号とし、同条第五号中「警察官署の証明書又は」を削り、同条を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 被救護者の住所又は居所及び所持金並びに救護を必要とした理由を記載した書面

第六条を削る。

別表中「又は新聞」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百十五号

令和六年登録販売者試験を次のとおり施行するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第百五十九条の四第二項の規定により公示する。

令和六年五月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 試験の期日及び場所

1 期日

令和六年八月二十八日(水)

2 場所

青森市大字横内字神田二二
青森中央学院大学

二 受験申請書受付期間

令和六年六月十九日(水)から同月二十五日(火)まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、同日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験申請書提出先

〒〇三〇一八五七〇
青森市長島一丁目の一

青森県健康医療福祉部医療薬務課薬務指導グループ

四 その他

受験申請書用紙は、令和六年五月十五日(水)から県内の各地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)及び青森県健康医療福祉部医療薬務課薬務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康医療福祉部医療薬務課薬務指導グループ(電話〇一七―七三四―九二八九)に問い合わせること。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五條第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六條第三項において準用する同法第五條第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年五月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

セントラルショッピングセンターむつ

むつ市中央二丁目四九の一部、四九の五、四九の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大湊興業株式会社

むつ市中央二丁目一三の一四

代表取締役 濱崎正明

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ドン・キホーテ

東京都目黒区青葉台二丁目一九の一〇

代表取締役 吉田直樹

2 株式会社エービーシー・マート

東京都渋谷区神南一丁目一の一五

代表取締役 野口実

3 株式会社東京堂

むつ市金谷一丁目九の二五

代表取締役 内田征吾

四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐輪場の位置及び収容台数	駐輪場の位置及び収容台数 ①二〇台 ②一〇台 ③一五台 合計四五台 (位置は、届出書添付図面のとおり)	令和六・六・一七
荷さばき施設の位置及び面積	荷さばき施設①三五・〇立法メートル 荷さばき施設②一・二・二八立法メートル 合計	荷さばき施設①の位置の変更のみ (位置は、届出書添付図面のとおり)	〃

大規模小売店舗の営業に関する事項	大規模小売店舗の営業に関する事項	四七・二八平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)	〃
刻	刻	青森ウエルマーケット 閉店時刻 午後九時 閉店時刻 午後十時 閉店時刻 ナミオカ 閉店時刻 午後十時	株式会社ドン・キホーテ 二十四時間 株式会社イービー 閉店時刻 午後九時 閉店時刻 午後十時 株式会社東京堂 閉店時刻 午後十時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後十時三十分まで	二十四時間	〃

五 届出年月日

令和六年四月三十日

六 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及びむつ市役所

2 期間

令和六年五月十五日から同年九月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和六年九月十七日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項第三号イの規定により、令和六年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令(昭和四十五年政令第九十四号)第三条の規定により公告する。

令和六年五月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 開催の日時及び場所

開 催 日 時	場 所
年 月 日 令和六年七月五日(金)	開 催 時 間 午前九時十五分から午後四時四十分まで
所 在 地 十和田市大字相坂字 高清水三八七	会 場 地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所十和田ほ場

二 講習科目

1 種苗に関する法令

2 種苗の産地及び系統に関する事項

3 種苗の生産技術に関する事項

三 受講者の資格

青森県内に住所を有する者で、生産事業を行おうとする者又は生産事業に従事しようとする者

四 受講手続

講習を受けようとする者は、講習会開催の十日前までに、受講申込書（申込用紙は、住所地を管轄する地域県民局地域農林水産部に備付けしている）に必要な事項を記入し、受講手数料として一万四千円相当額の青森県収入証紙を受講申込書に添えて青森県農林水産部林政課に提出すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、全ての講習科目を受講した者に限り交付する。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、青森県農林水産部林政課森林整備グループ（電話〇一七―七三四―九五―三番）に問い合わせること。

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和六年五月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 都市計画の種類

弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域
なし

2 追加される土地の区域

弘前市大字津賀野字浅田地内

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、青森市企業局水道部上下水道課、弘前市上下水道部総務課、黒石市建設部上下水道課、平川市建設部上下水道課、藤崎町上下水道課、大鰐町建設課、田舎館村建設課及び板柳町上下水道課

四 縦覧期間

令和六年五月十六日から同月二十九日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年五月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 物品等の名称及び数量

汎用電子計算機等賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和六年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目四の一

六 契約金額

六千二百六十八万八千七百八十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続
 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、奥内土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を令和六年五月七日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

令和六年五月十五日

東青地域県民局長 上 沢 謙 一

事業名 維持管理

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第六十一号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

令和六年五月十五日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 講習の区分

法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

令和六年六月二十六日（水）から同年七月三日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時十五分から午後五時十分まで

三 実施場所

青森市中央三丁目二〇の三〇 県民福祉プラザ

四 受講定員

二十人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間
 令和六年五月二十七日（月）から同月三十一日（金）までの間（予定）

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前九時から午前九時十分までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七―七二二―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第六十二号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

令和六年五月十五日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 講習の区分

法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

令和六年七月一日（月）から同月三日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時十五分から午後四時十五分まで

三 実施場所

青森市中央三丁目二〇の三〇 県民福祉プラザ

四 受講定員

五人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」とい

う。()の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。) 第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。) 第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和六年五月二十八日(火)から同月三十一日(金)までの間(予定)

(二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

こととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。) 一通及び既に交付を受けている警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前九時から午前九時十分までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

正

誤

人 事 課

令和六・三元 号外第一五号	発行年月日
訓令甲	区分
第二号	番号
二三	ページ
下	段
後ろか ら一〇	行
総合政策課長	誤
総合政策課長 (こども家庭部) こどもみらい課長	正

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭